

第2節 構造

## 1 構造耐力

### 積雪荷重及び風圧力

法 20 条

#### ① 積雪荷重（令第86条、細則第21条）

(1) 積雪の単位荷重及び垂直積雪量は表1・2の数値による。

表 1

単 位 荷 重	30N/m <sup>2</sup> ・cm 以上	多 雪 区 域
---------	---------------------------	---------

表 2

区 域	垂 直 積 雪 量
南区のうち小金湯、 定山渓温泉東1丁目から定山渓温泉東4丁目まで、 定山渓温泉西1丁目から定山渓温泉西4丁目まで、 定山渓及び豊滝	1.9m
上記以外の区域	1.4m

(2) 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、令第86条第4項の規定にかかわらず、積雪荷重に表3の数値を乗じた数値とすることができる。

表 3

勾 配		25 度の場合	55 度の場合	60 度の場合	備 考
積雪荷重 に乘すべき 数値	金属板葺とした 場合	0.9	0	—	中間値は当 該度数に応 じ比例的に 算定する。
	繊維強化セメン ト板又はこれに 類する屋根葺材 とした場合	0.9	—	0	

#### ② 風圧力（令第87条、平12建告第1454号）

地表面粗度区分及び基準風速  $V_0$  は表4・5の数値による。

表 4

地表面粗度区分	II 又はIII
---------	----------

表 5

$V_0$	32m/s
-------	-------

$V_0$ ：その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて  
30m/sから46m/sまでの範囲内において国土交通大臣が定める風速